

平成22年 8 月20日

株 主 各 位

新 潟 県 見 附 市 新 幸 町 10 番 1 号  
ト ッ キ 株 式 会 社  
代表取締役社長 津 上 晃 寿

## 株式交換に伴う株式の取扱いに関するご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、本日開催の臨時株主総会において、平成22年10月1日（金）を効力発生日として、キヤノン株式会社（以下、「キヤノン」と記載します。）を当社の完全親会社とする株式交換を決議いたしました。

つきましては、当社株主の皆様におかれましては、ご所有の当社普通株式と引き換えにキヤノンの普通株式を交付いたしますので、その取扱いにつきまして下記のとおりご案内申し上げます。

敬 具

記

### 1. キヤノン株式の割り当て方法

平成22年9月30日（木）の最終の当社株主名簿に記録された株主の皆様に対し、ご所有の当社普通株式1株につき、キヤノンの普通株式0.12株の割合をもって割り当ていたします。なお本件に伴い、株主の皆様の特段のお手続きをいただく必要はございません。

（ご参考）

現在ご所有の当社普通株式にキヤノンの普通株式がどのように割り当てられるかについては、次の例をご参照ください。

例1：100株ご所有の場合

割当比率の0.12を乗じた12株が割り当てられます。

例2：110株ご所有の場合

割当比率の0.12を乗じると13.2株になります。この場合は整数部分の13株が割り当てられます。端数部分の0.2株につきましては、端数株式を取りまとめたうえで一括処分し、その端数に応じて処分代金をお支払いいたします。

（ご注意）

キヤノンの普通株式は1単元（売買単位）が100株であり、100株に満たない単元未満株式については市場での売買ができませんが、買取または買増請求が可能です。詳しくは後記「4. 単元未満株式のお取扱いについて」をご参照ください。

## 2. キヤノン株式の割り当て結果のご案内

株式交換の結果、当社普通株式と引き換えに割り当てられたキヤノンの普通株式につきましては、効力発生日である平成22年10月1日（金）にお取引の口座管理機関（証券会社等）の口座に記録されます。

また、割り当て結果につきましては、平成22年11月中旬に発送予定の「株式交換による新株式の割当に関するご通知」にてご案内させていただきます予定です。

## 3. 株式交換の日程と株式の流通について

株式の流通は次のとおりとなる予定です。

年 月 日	日 程	備 考
平成22年9月28日（火）	当社株式上場廃止日	この日以降は当社株式の大阪証券取引所での売買はできません。
平成22年9月30日（木）	効力発生日前日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様 に、キヤノンの普通株式が割り当てられます。	
平成22年10月1日（金）	株式交換の効力発生日 （当社普通株式と引き換えに 交付されたキヤノンの普通株式の 売買開始日）	効力発生日よりキヤノンの株主となります。また、この日からキヤノンの普通株式として売買が可能となります。
平成22年11月中旬	株式交換による新株式の割当 に関するご通知発送（予定）	

## 4. 単元未満株式のお取扱いについて

キヤノンでは、単元株式数（市場での売買単位）が100株となっております。このため、株式交換により新たに交付されるキヤノンの普通株式について、多くの株主様に単元に満たない株式（1～99株）が割り当てられることとなります。

一般の株式交換によりキヤノンの単元未満株式を新たに割り当てられた株主様の単元未満株式については、市場にて売買することはできませんが、以下のお手続きが可能となります。

- ① 買取制度・・・単元未満株式をキヤノンが買い取る制度
- ② 買増制度・・・ご所有の単元未満株式に、単元に不足する株式を買い増ししていただき、単元株式に整理する制度

②は、例えば12株をご所有の場合、キヤノンより88株を買い増ししていただき、100株に整理する制度です。いずれのお手続きもご所有の当社株式がキヤノン株式に交換される平成22年10月1日よりお手続きが可能となりますのでご希望の株主様はお手続きください。

なお、お手続き方法につきましてはお取引の口座管理機関（証券会社等）により異なりますので、お手続き方法の詳細はお取引の証券会社にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

#### 5. 端数株式処分代金のお取扱いについて

キャノンの普通株式を割り当ての結果、1株未満の端数が生じた場合は、一括して取りまとめうえで法定の手続により処分し、その処分代金を端数に応じて現金にて精算させていただきます。端数については、平成22年11月中旬に発送予定の「株式交換による新株式の割当に関するご通知」にてご案内させていただきます。支払時期につきましては、11月下旬以降にお支払いする予定です。

以 上

※本ご案内は平成22年7月14日時点の株主名簿に記録された株主様にお送り申しあげております。すでに株式をお持ちでない場合はお読み捨てくださいますようお願い申し上げます。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
郵便物送付先および 電話お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
	電話番号 0120-288-324（フリーダイヤル）
	利用時間 土・日・祝祭日を除く 9：00～17：00

※本郵送先は事務センターにつき、ご来店による受付はできません